

PM による研究開発機関の選定にあたって（案）

平成 26 年 10 月 2 日
革新的研究開発推進会議

本年 6 月の PM 決定以降、各 PM は研究開発構想の具体化、すなわち、研究開発プログラムの作り込みを精力的に行ってきたと認められる。

一方、PM による研究開発プログラムの作り込みの結果、PM が研究開発機関を選定するに際しては、特に次の諸点に引き続き留意するよう改めて PM 各位に周知する。

1. 研究開発機関の選定を PM に委ねる基本的思想

リスクはあっても挑戦を促し、社会や産業に大きな変革を引き起こすことを目指す ImPACT は、PM は自らの構想実現のために、最適な研究開発機関・人材を、PM の判断によってキャスティングできることを特徴としている。

その際、研究開発機関の選定は、必ずしも公募に限らず、指名など PM が根拠を持って適切と判断する方法によって選定が可能としている。

これは、PM がそもそも有する目利き力と、研究開発プログラムの作り込み期間における PM の多方面への活動によって、公募という方法を上回る利益を有する場合があるからである。

PM による研究開発機関の指名によって、例えば、

- ・ 様々な挑戦を可能にする技術の結集・協働が可能となる、
- ・ 実績は浅いが潜在的に優秀な人材の参加が可能となる、
- ・ スピードある研究開発によって構想全体のスタートダッシュが可能となる、
- ・ ワークショップ等の活用により段階的に実力ある機関の見極めが可能となる、

などの効果が考えられる。すなわち、時間をかけて一般的な機会の公平性・平等性を与え、所要の審査・手続きを経て決定する公募に比べ、より PM の目指す目標の実現に向けた的確な体制構築が出来る場合もあると考えられる。

2. PMが研究開発機関選定を行う場合の制約

一方で、ImPACTが国費を原資としている以上、PMの自由意思で、無制約に研究開発機関を選定できる訳ではない。選定の方法・手順・結果等については、PMがその必要性・妥当性を合理的に説明し、理解が得られなければならない。また、専門家だけの理解だけではなく、納税者たる国民が理解し、同意できるものでなければならない。その際、利害関係、利益相反に係る適切なマネジメントのルールに沿っていないと認められることは言うまでもない。PM自身が必要な説明責任を果たし、関係者の理解・同意が得られることを前提に、PMに研究開発機関の選定権限が与えられていることに留意する必要がある。

また特に、PM自らが研究開発を行う場合は、PMが自分自身に資金配分を行うことに他ならず、その選定理由については、本人の意図や正当性の主張にかかわらず、外部からは厳しい目で見られるとの前提で考える必要がある。選定結果の正当性の理解を得るためには、選定の必要性、合理性、妥当性について、十分かつ継続的な説明に努める必要がある。

3. 研究開発機関選定後の対応

PMの研究開発機関の選定は、研究開発構想実現のためにPMが持つ力を最大限発揮して行動した結果として示す具体的な意思表示である。したがって、機関選定については、結果だけでなく、その考え方や過程も含めて積極的にPMにより語られ（情報開示）、聞くものを納得させる（理解と同意）ものでなければならない。

その際、PMが従来知りうる範囲に閉じた計画ではないことが示されるべきであり、また、一旦決めた計画だからと言って過度に固執するのではなく、状況の進展、環境の変化に応じて柔軟に見直す姿勢はオープンに持ち続けることが重要である。PMは、戦略性に配慮しつつ、自らの計画を積極的に公開し、常に意見を受け付け、より良い姿を目指して対応していくべきである。これによって、ImPACTの本来趣旨がより大きく発現し、結果、PMの目指す目標達成の迅速性、確実性がより高まるものとする。